

第6回あきる野市子ども・子育て会議 議 事 要 旨

- 1 開催日時：平成26年6月19日（木）午後6時～8時10分
- 2 開催場所：本庁舎5階 503会議室
- 3 出席者（委員11名）

4 次 第

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 議 事
 - (1) 子ども・子育て支援事業計画基本理念について
 - (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの確保方策について
 - (3) 今後のスケジュール等について
4. その他
5. 閉 会

1. 開 会

事務局

2. 挨 拶

委員長

早いもので第6回でございますが、前回、今回、そして次回あたりがかなり重要な会議になるかと思えます。前回は、教育・保育事業の量の見込みでございました。今日は、地域子育て支援関係の量の見込みが中心になると思えます。前回同様、教育、保育、子育て支援を必要な人に提供するには、どのくらいのボリュームになるのか、潜在的な需要も見て、検討をつけようということでございます。

子育て支援関係の量の見込みに加えて、理念ということで、これも大事です。また、秋冬にかけて大詰めの時期を迎えるということで、スケジュールのご説明もあります。毎回の会議が全体のスケジュールの中で、どういう順番で、今回は何をやらなくてはいけないかをご理解いただき、あきる野市の子ども・子育ての環境が少しでもよくなるように、積極的なご意見を頂ければと思います。

それでは、「(1) 子ども・子育て支援事業計画基本理念について」、ご説明いただけますか。

3. 議 事

(1) 子ども・子育て支援事業計画基本理念について

事務局より資料1について説明した。

委員長 「1 計画の性格、位置づけ」だけを見ると福祉メインに見えますけれども、教育基本計画との調和とあるように、教育・保育あるいは児童福祉、全てを含んでいます。それから、次世代育成支援対策推進法が延長され、また10年間の行動計画をつくり、今回の子ども・子育て支援事業計画に組み込むということです。次世代育成支援は、もともとは子ども・子育ても入っていたのですが、今回は働き方の見直し、ワーク・ライフ・バランスが中心で、そこは別にこういう形で集中してやって、調和を取っていくということが、今回のメインです。

計画期間については、全く新しい事業計画をつくるのが、この会議の当面の重要な役割でございますが、つくって終わりではありません。事業の実施状況を踏まえながら、より良くしていくという役割を担っていることをご理解いただければと思います。

理念については、総論的には、こういうことだと思います。最近、いろいろなところで人口問題がいられていますが、子ども・子育てに優しいまちづくりを通して、他のまちからも、あきる野に住みたいといわれるように、お知恵を出していただければと思います。

質問ですが、事業計画案を策定するときは、このペーパーをもう少し膨らませて、最初のほうに大事な位置づけということで入ってくると考えていいですか。

事務局 はい。第1章に入る形になります。

委員長 文言等については、またこの会議でご意見を頂く形になるわけですね。

事務局 そのとおりです。

委員 資料1の他の計画との調和ということで、「その他児童の関連計画」と書かれています。が、「その他」は具体的にどのような計画があるのでしょうか。

事務局 いろいろな児童の関連のものがありますので、そこも見ながら調和を図っていくという意味で、こういった文言を使わせていただきました。

委員長 文科省の幼児教育振興アクションプログラムに基づき、市町村版のアクションプログラムをつくったと思います。多分計画は終了していますが、そういう子ども・子育て支援事業計画に関わるプラン等があれば、それも参考にして調和しながらということではないかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 説明が足りていませんでしたが、あきる野学びプランなど、生涯学習のほうの計画もありますので、そういったものが含まれると思います。

委員 今朝、あきる野市の自立支援協議会が主催する会議がありまして、その資料にも、子ども・子育て会議の動きと整合性を取ると出ているのです。具体的に、どこがどうリンクして調整していくのかが大事だと思いましたので、参考に申し

上げました。

委員長

全庁での調整会議的なものが自治体にはありますので、大きい計画はそういうところで調整が図られるのではないかと思います。もう1つ、障害者自立支援法の見直しがあり、その動きが大きいので、国の会議も、子ども・子育て支援に関して、障害児の問題はこちらの動向をベースにしながらということです。市においても相当な連携を取って、うまく調整をして。特に子ども分野の障害児が、1号認定と2号認定で少し扱いが違ったのが、今回は同じ土俵でいきます。その辺の整合性は国でも課題になっていますし、市においても次回議論できるかと思えます。

理念ですから、これを、しっかり形にしていくことが大事だと思います。事業計画理念については以上で、よろしいですか。

では、「(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの確保方策について」、13事業のうち、12事業と放課後児童クラブに分けてご説明いただきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの確保方策について

事務局より資料2について説明した。

委員長

ご質問、ご意見をお聞きしたいと思います。何かお気づきのことはありますか。

委員

2ページの「通常の保育時間（11時間）を超えて保育する事業」というのは現在の形だと思います。新しく短時間になると、8時間を超えると延長が含まれますが、そこが抜けているのか、これでいいのかをお聞かせください。

事務局

現状11時間を超えての保育の説明でございます。量の見込みについても、それで見込みがされていると思いますけれども、短時間のところに対する延長についても確保はしていきたいと考えています。

委員長

そのとおりなのですが、新制度になれば最大11時間の保育標準時間と最大8時間の保育短時間で、11時間ないし8時間を超えた分が全て延長保育となります。両方混ざっているのか、これだけだと保育標準時間の延長保育しか考えていないように見えます。この場合、正確に保育標準時間あるいは保育短時間についての延長保育とするのが筋ですので、修正の必要があると思います。

事務局

分かりました。確認させていただきたいと思います。(P12中段で回答)

委員

今回の新制度は、地域子ども・子育て支援事業にお金を回して充実させていくというのが大きな目的です。この中の事業はお互いに関連しており、あきる野市としては、どのメニューを充実させ、どちらへ誘導するのかを議論しないと、総花的に議論しても、限られた予算、資源を有効に使えないのではないかと思います。特に、今の一時預かりは保育所の限られたスペースしかなく、しかも、あまり周知されていないから利用者は少ないですが、新しく幼稚園型の一時預かり事業で、1、2歳の弟妹を短時間預かりますといえ、すごくニーズがあるわけ

です。もう1回整理して、市としてどっちへ持っていくのかという議論をしていただきたいです。

事務局 子育て支援を求められる方が、現実的にどのようなものを求めているのかは見極める必要がありますので、その仕組みづくりが大事だと考えています。そういう意味で、1ページに挙げた「利用者支援に関する事業」が、大事になってくるのかと思います。

一方、この利用者支援に関する事業が、横浜で実績を上げられているという話もありますが、私どもの規模の自治体で、どこまでこの事業をしていったらいいのかという悩みもあり、冒頭のご説明で、このあたりをご議論していただければというお願いをさせていただきました。

委員長 従来メインとしていた一時預かりは、緊急一時的な場合やリフレッシュの場合に、1、2、3号認定いずれでもない方が気楽に利用できるというもののがベースでした。新制度では幼稚園型一時預かりという形で、今までの幼稚園の預かり保育と同じようなものが入ってきます。

一方で、保育所を利用されている方でも、利用形態が多様ですから、市がどちらかを誘導するというよりは、利用者の選択だと思います。ただ、市としてはニーズ調査に基づいて、押さえなくてはいけないところを押さえ、確保をしましょうという形を取らざるを得ません。市としてどれがいい、悪いという価値判断よりは、実際の利用状況に基づいて、利用しやすい環境を全ての事業でつくれば、利用者はより身近で、より利用しやすいものに行かれるでしょう。そうすると、これが足りない、あるいはこっちは十分だなというものが出てくると思います。計画をつくって終わりではなく、5年の計画期間中に、実際の利用状況を踏まえて、より市民の方にフィットする施策を議論するのが基本だと思っているのですが、いかがですか。

委員 これだけいろいろな事業がある中で、それを詳しく知っていくのは、子どもが生まれてすぐのお母さんには無理だと思うのです。母親たちに「やっています」と押しつけるのではなく、困ったらここに電話すればいいなど、本当に単純なやり方で広めていったほうがいいと思います。

委員長 まさにそれが、「利用者支援に関する事業」です。事業のメニューをいちいち調べてということは大変ですから、ワンストップサービスで、私は今こんな状態であればアドバイスしてくれて、ではこれを選択しますという感じですね。

委員 そうです。あと、情報提供を行っていますという文章が結構あるのですが、その情報が全体に伝わっているのか、疑問を感じます。現状、皆さんが情報提供で何を利用しているのか。例えば、パソコンや携帯、今なら、スマートフォンのLINEを使っているお母さんが多いので、もう少し、今のニーズに合った情報提供の仕方も考えていただければと思います。

事務局 情報提供ですが、出生届を出していただく市民課の窓口で、子育ての事業を

1つの冊子にした「子育て支援ガイドブック」を必ずお渡ししたりするのキッズメール等で周知しています。

委員 それを読むのは大変ですので、携帯電話などで簡単に見られるほうが、やりやすいと思います。

委員長 ある自治体は、母子健康手帳のときなどに配っているのですが、とにかく分からなくなったら、この番号に電話するという薄いマグネットを使っています。情報を出しても、いざというときに使えないと意味がないので、そういう運用上の工夫は必要ですね。せっかくですから、ご意見を全部頂きましょう。

委員 先ほど、サービスが多岐にわたると、どこを選択するかが変わってくるというお話でした。仕事をしていて、保育時間外に子どもを見てもらうためにファミリーサポートに頼むという話を聞きますが、保育園に通って、さらにファミリーサポートを頼んでという、その1対1の信頼関係をまた築くことを選ぶのは、お母さんとしても勇気がいることです。子どもを預けている身としては、できることなら1つのところで頼みたいという心情だと思うので、保育所でももう少し時間外ができるようになると、量の見込みは変わってくると思います

さっきのLINEも、すごくいいと思います。結構お母さんたちでも、LINEを使ってお友達とのコミュニケーションを図っていて、あきる野市情報がLINEで来るなら、若い世代は入れる率が高いと思います。

あと、「(5) 乳児家庭全戸訪問事業」に関して、拒否されるケースがあるということ、その場合は、どうされているのですか。

事務局 全戸訪問事業と、新生児訪問事業の2つを兼ねてやっているのですが、新生児訪問を優先していこうというようなところで努力はしています。過去には、我々の業務時間内で行くという考えでいたのですが、相手方に合わせなくてはいけませんので、夜間などの勤務時間外に行ったりして、拒否は減らしつつあります。けれども、必ず中に上がり込みますので、どうしても嫌がる家庭はあるのです。今のところ、この部分が一番課題になっております。

委員 2カ月を過ぎても、努力をして会っていくことにしているということですか。

事務局 そのとおりです。実家に里帰りしている方については、公文書により、里帰り先の自治体で対応をお願いしております。

委員 海外にと、先ほどおっしゃっていたところは、どうされているのですか。

事務局 件数としては非常に少ないですが、対応しておりません。

委員長 私が関わっているところも、100%というのは恐らくほぼないだろうと思います。ただ、例えばブックスタートと組み合わせて、ドアを開けてくれたら、おもちゃやミルクがもれなくついてくるという工夫をしている自治体や、どうしても開けないと、今度は虐待の心配があるので地域の民生児童委員さんにつなぐとか、運用上で100%はないですが、数は少なくともそこに対してケアをするという視点は必要だと思います。

- 委員 一時保育は週3日が決まりというところで、事例を挙げさせていただきます。両親と2歳の子の3人家族で、お母さんが早産の危険性で入院をしてしまって、一時預かりをお願いしたいと言っていたのです。ところが、週3日という壁に当たり、市の紹介でショートステイに行ったり、ファミリー・サポート・センターにつないだりと、いろいろありました。入所児との区別で週3日となっていると思うのですが、これは、新制度になってもそのままでしょうか。
- 事務局 この事業は、基本的には、1週間丸々というご利用の内容ではないのです。出産等でどうしてもというときは、ショートステイで宿泊や、日帰りでも遅い時間までお預かりする事業があるので、現時点では、そちらをお勧めしています。今後については、検討していかなければいけないかなと思っています。
- 委員 ファミリー・サポート・センターの役割だったり、いろいろな機関で、お母さんたちが選べるのが大事だと思います。
- それから、子どもの緊急時にどこに電話するかというマグネットだけは冷蔵庫に貼ってあって、相談に乗ってもらったこともあります。困ったときの相談先をマグネットにとかは、すごく大事だと思います。
- 委員長 今回の件ですが、あきる野市では、1日4時間、週3日パートで働いている方を含め、それ以上であれば保育が利用できます。それ以下の保育認定を受けられない方が一時預かりということで、理屈上は、週3日あればだいたいカバーできるはずですが、今のケースは、就労ではないということですね。
- 委員 お母さんが入院してしまって、お父さんが働いているわけですから、緊急ですね。実家は遠くて頼れないので、どうしても一時保育ということでした。
- 委員長 期間にもよりますが、一定期間入院していれば、その間は保育に欠けるという判断で、現行制度でも保育所を毎日利用できるはずなのです。
- 事務局 入所は月単位で受け付けていて、毎月1回選考しているので、緊急だと、タイミングによっては利用ができないのです。
- 委員長 本来は、保育に欠けた瞬間から入所させなければいけないので、運用次第ですよ。例えば3日間一時預かりを利用して、その中で市立保育園で何とかしてあげるよというところがあれば、月単位でやればいいのではないのでしょうか。
- 制度というのは、運用が大事で、できないから駄目ではなくて、柔軟に、実際に利用される方が困らないような環境をつくるのが本質だと思います。本来、現行制度でもできると思いますが、新しい制度になれば、その辺の運用をしっかりとやっていただくことが大事だと思います。
- 委員 今回の事例は緊急だと思いますが、それに民間保育園がすぐに対応できるかといったら、今の体制ではできないのです。ですから、ショートステイを紹介している市の対応を、私は理解できます。緊急の場合に市内で何とかするような方策というのは、議論の対象になると思うのですが、この一時預かり事業に関しては別問題ではないかと思っています。保育所の一時預かりは、在園児を預かる幼稚園と違

い、全く知らない方を突然1日預かるわけです。そうすると、そこに1人確保されてしまうわけです。お子さんに対しての負担も、かなりのものです。制度も大事ですけど、お子さんに対する負担も、現場としては心配です。その辺は別にしても、難しい問題という気がします。

委員 今回の場合は、何度も園には来ていて、前にも一時保育を利用した人だったのですが、緊急ということが理解できました。慣れた保育園を使いやすかったり、なじみの職員とかがうまくつなげられればと思いました。

委員長 幼稚園型一時預かりで、1、2歳のお子さんの受け入れ箇所が増えれば、各園の過重な負担はなくなるので、全体で考えることも必要かもしれません。

事務局 私が対応したのですが、どこかのサービスが使えないのかと、窓口の中でもいろいろ探したのです。最終的には、子ども家庭支援センターを窓口にして相談に乗っていきこうということで対応しました。利用者支援事業ができてくると、この辺もスムーズにいくのかと思います。

委員長 確かに利用者支援は、とても大事だと思います。先ほど事務局から横浜市の保育コンシェルジュの話がありましたが、政令市で何百人も人口がいるからできるという話ではないと私は思っています。他自治体の事例では人口十数万で決して多くはありませんが、臨床心理士等の専門家を置いて、支援をしなければいけない方には子育て支援プランを個別に作成をして支援をするということもやっています。他にも、そういう対応をやっている自治体はあります。新制度になればメニューも増えますが、そうすると逆に利用する側からしたら、何が何やら分からないということもあろうかと思っています。その支援は行政側がやるべきだし、これは法定13事業の1つの重要な事業ですので、人口規模とかのレベルの問題ではなく、どうやって、ワンストップサービスで支援をするかが重要だと考えています。他にも含めてでも結構ですが何かございますか。

委員 あきる野市に合ったニーズ、今の時代に合ったフェーズで、インターネットなどの周知をやらないと駄目なのかなと思います。あきる野市に合ったやり方をやればよいと思います。

あと気になったのが、病児・病後児保育事業です。「利用したいと思わない」が62.8%と高いので、必要性について検討するということですが、廃止はないだろうし、どういう形に持っていくのですか。

事務局 ここにあるように、30%の方は利用したいということで、支援してくれる身内などがいらっしゃらない方が想定されます。本当は、お子さんの具合が悪いときはお仕事を休めるのが一番いいとは思いますが、現状、そういう方ばかりではないので、病児保育・病後児保育を利用したい方がここにニーズとして出ています。病後児保育は継続していきますが、病児保育となると、医師と看護師と保育士が常時いなくてはならず、個人の医院か、大きい病院かというところも考えなければいけません。何度か議会などでもあったのですが、医師会にお願いしてどこの

医療機関というところまではまだいいと思います。

副委員長

感染症などが絡みますから、難しいですね。お預かりするには1部屋を用意して、スタッフも1人付けなくてはいけないなど、いろいろな問題がありますので、なかなか医療機関で引き受けるわけにいかないのが実情です。

委員長

病児と病後児は分けないといけないと思います。病児は、本来はワーク・ライフ・バランスを進めて、子どもが病気の時ぐらい休暇を取れるように目指すのが筋だと思いますが、病後児まで入れると、そんな何日も休めるかというと、現実的ではない。病後児であれば、保育園で体制を取ればカバーできますので、ここは分けないといけないでしょう。ただ、現実には病後児も、熱だけか、感染症かで一緒にできないという問題が出てきます。両方対応というのはほとんど不可能なので、悩ましいところですが、もう少し箇所数があれば、症例が違えば子どもを分けてしまえば何とかできるかと思えます。

副委員長

さっき、一時預かりで保育士が1人取られてしまうという話がありました。それと同じで、そういうお子さんが、毎日、引き続き来てくれれば成り立つのですが、年に数例ですから、なかなか引き受けていないというところなんです。

委員長

いつ病気になるかは誰も分からないですが、現実にならなくなったときに親御さんはとても苦労するので、今までの実際の運用状況を踏まえて、極力利用サイドに沿って改善していただくことをお願いしたいと思います。

委員

(1)の情報提供が、やはり大切なことだと思いつつ聞かせてもらいました。今日、朝日新聞の「天声人語」に、若い男女の結婚に対する考え方などが書かれていました。また、子どもが減少してきているという資料を見て、今の若い人が、子育て以前に、結婚に対する考え方が変わってきているのだろうと思ったので、その辺まで深く入り込んだ議論をしていく必要があると感じました。そういう、既婚でまだお子さんがいないとか、これから結婚するような人にもあきる野市の子育て支援に関する情報をアピールしていてもいいのかなと思います。この利用者支援に関する事業も、専任の職員が身近な場所で支援することが重要であって、専任の職員はどういう人をイメージしていて、赤ちゃんを産んだばかりの保護者にとって身近な場所とは、どこなのか。その辺も含めて、具体的に話を詰めていかないと、子育て中の保護者には伝わらないと思いました。

もう1つは、(1)から見ていくと、困っている人たちの支援になっています。児童館では、幼児クラブなどの中で、普通に子育てをしている人の支援、親同士が子育ての情報を共有し合うことを目的としてやっています。子どもに対する向き合い方から始まって、お互いに子育てを充実していくというようなことが、若い男女に理解されていく方策があってもいいと感じました。

委員長

13事業の中で、地域子育て支援拠点事業のひろば事業は、困っているから何とかしましょうではなく、親子が集まって、親同士の立場でやりとりしたり、他のお子さんを見たり、今おっしゃった趣旨に近い事業かなと思います。

それから、幼稚園も保育園にも中高生の保育ボランティアを入れて、中高生が小さい子どもと関わることも大事だと思います。自治体によっては、婚活までしていて、多少成果が出ているところもあるようです。それは、さっき出た他の総合計画ともリンクしますので、そちらとも整合性を図っていただきたいです。

委員

最初の利用者支援のところ、本当に悩んでいるお母さんというのは、頭の中がパニック状態になるので、その際に子育て110番のような、そこに電話すれば、悩んでいることを全部、専門職につなげてくれる窓口があるというのは、いいことだと思います。

それから、この「子どもたちがのびのび育ち 楽しく子育てができるまち あきる野」という基本理念は、甘い気がします。今回はたたき台ということですが、現実の厳しさもあるので、もう少し内容も突っ込んでいったらいいと思います。

それから、基本目標が全部「つくります」なのですが、つくっていただきたいと思います。また、1つ1つを見ると、いろいろ問題がありますから、それを解決して、子育てしているお母さんたちが困らないように、きめ細やかな新制度をつくらなければならないなど、切に願っております。

委員

委員をやらせていただいて、私自身も勉強させていただいています。今日も、サポートする事業がこんなにあるのだと初めて知りました。この各事業について、所管課が複数あるのは結構ですが、この事業についてはこの課、この事業についてはこの課に問い合わせということになると、子育てをされているお母さん方は、大変苦労されます。子ども・子育てに関する相談については、この窓口というものがあればいいと感じました。

それから、限られた予算の中で、選択と集中ということもあるかもしれませんが、計画の段階では、利用者の選択肢は広くしたほうがいいと感じました。

委員長

6ページで、養育支援訪問事業等が書かれているのですが、【事業概要】、【市の現状】とあって、【提供体制の確保策（確保の考え方）】でとどまっています。他の全部の項目で、量の見込みがあって確保内容を出しているわけですから、何かないと、変な感じがします。相談件数は出せないにしても、それに対応するための会議を引き続き同じレベルでやるとか、充実させるとか、何かないと、事業計画にならないと思います。

事務局

分かりました。相談が多ければいいのかというところがあって、見込みや確保策が必要なのかなというのがありました。

委員長

それはゼロが好ましいですが、もう一度ご検討いただいてもいいですか。この議論で終わりではなく、これが事業計画の、例えば第3章や4章にかなり反映されるというイメージで、委員の皆様もご検討いただくといいかと思います。

それから、利用者支援に関する事業は整理する必要があると思います。新制度に変わって、いろいろな選択肢があって、一般的な子育て家庭で、しっかり情報が欲しいという方と、困難を抱えた家庭に対しては、情報だけではなく、専門家

が相対してアドバイスするなど、利用者支援という一括よりは、レベルを2つくらいつくって考えたほうが良いと思います。

では、「(3) 学童クラブ」を別にしていましたので、よろしくお願いします。

事務局より資料2「(3) 学童クラブ」の説明を行った。

委員長 学童クラブは、かなり利用が増えるように思われますが、ご質問、ご意見はございますか。質問ですが、現状、学童クラブで待機児童は、いるのですか。

事務局 待機児童は、平成26年度4月1日現在で17名、現時点では10名になっており減少してきています。

委員 この前、学童クラブが充実していると、子どもたちが外で危ない目に遭わないのではないかという話を、テレビで言っていました。例えば川も近いですから、学童クラブはすぐに充実してもらいたいと思います。

委員長 量だけではなくて、質、中身のほうもということですね。

委員 中身も、子どもたちが学童クラブに遊びに行くと楽しいよと思えば、どんどん他の子どもを誘ってもいいかなと思うし、外に遊びに行くのは構わないのですが、不審者も多いので、まとまって遊んでもらうほうが安心できる親がいるのではないかと思います。

委員 親と子どもの気持ちの違いが、学童クラブの難しさですね。親は安心を求め、子どもを入れたい。しかし、子どもは学童クラブから出たいというのが現実です。どんなに学童クラブの先生が頑張っても、「ただいま」と帰ったら、お母さんが「お帰りなさい」と言って、かばんを置いて外に遊びに行きたいという子どもの心は変わりません。

委員 おっしゃるとおりで、うちの上の子が、親が家にいることが心の安定につながるのかなという考えに至って、経済的にも大丈夫だと考えて、仕事を辞めました。

でも、働かなくてはいけないお母さんもいると思うと、学童の内容を充実させ、楽しい時間を過ごせる場にしてもらうことが、家庭が潤う1つの糧にもなると思います。

委員長 本当に必要な方もいらっしゃるし、学童では、異年齢できょうだいの世界がつくれたり、あるいは、学校になじめない子どもが、学童の友達ができて不登校が改善されたケースも聞いています。やはり中身をどうするかは、大事だと思います。同時に、保育所に比べると学童は時間が短かったりするので、働いている方にとって利用しやすいように、シームレスにつないでいくことが必要だと思います。学童クラブに、他に何かご意見はございますか。

委員 保育所と学童とでは、待機児の本質が違います。保育園の待機児は、親が家で見ていられるのですけれど、小学生の待機児というのは親が家にいないわけです。同じ待機児でも、今いる10名の小学生が、家で何をしているのかが、少し心配

です。待機児が起こらないような拡大策は、子どもが「行きたい」「行きたくない」を超えて必要だと思えます。

委員

子どもの立場になるとそうですが、社会の情勢を見たり、女性も仕事をせざるを得ない状況を見ると、学童保育を充実させて、子どもにとって楽しいところにしていくことは、確実にやっていかなくてはいけないことだと思えます。

では、どうしたらいいのかとなると、難しいことが多々あります。スペースが1人分あるのかどうかから始まって、どういう活動を誰がやれば、子どもが喜ぶのかも含めて難しいと思えます。特に、今は安心よりも安全が重視されますので、安全を確保するために注意もしなくてはならず、子どもにとっては息苦しくなります。その辺の難しさが、なかなかご理解いただけないところです。少しくらいけがしてもいいと皆さんが言ってくれれば、こちらも川へ連れて行ったり、いろいろなことができるのですが、まず、皆さんのお子様の体と命を大切にしないではいけませんので、そこまで持っていけないのが現実です。今後、市としても、その辺を考えて運営していかなくてはいけないのではないのでしょうか。

委員長

社会の風潮もあるので、非常に悩ましい問題で、ウルトラCの解決策はないかもしれませんが、何とか少しでもよくしていかなければいけないと思えます。

学童クラブについては、ご覧のとおり、今現在も10人の待機がいるということですが、来年度以降は、確保できれば1,000人近い数でスタートし、希望者はほとんどカバーできるはずですが。この見込み、確保内容についてはよろしいですか。

委員

資料6ページの最後に、「児童館をはじめ、公共施設の有効活用や民間施設の活用等を積極的に行い」と書かれています、「民間施設の活用等」というのは、具体的にどういうことをイメージされているのでしょうか。

事務局

例えば、コンビニの空き店舗などが想定されます。

委員長

まちの中の空き店舗等を改修して社会福祉法人に委託するとか、例えばそんなイメージですね。実際には、これから検討されていくということです。

委員

全国的にも、幼稚園とか保育所を活用するという事例もあります。平日3時から5時くらいと、夏休み、冬休みに長時間、子どもをどこで見るのかという問題があるかと思えます。ちなみに幼稚園では、小学3年くらいまでのお兄ちゃん、お姉ちゃんについては、預かり保育で長期休暇も一緒に見ますとかもある程度認めているようです。保育園の事情は分かりませんが、幼稚園も保育園も、特別な事情があれば、柔軟に対応できるのではないかと思います。

事務局

新制度では、国、都道府県と市町村以外の者は、国で定める事を市町村に届け出て、学童クラブを行うことが出来ます。いろいろな面からしても幼稚園・保育所等の民間事業者の参入は可能となります。

委員長

長時間就労されている保育標準時間の方には、フル装備の放課後児童クラブを提供する必要があると思えますが、保育短時間の方には、もう少し弾力的にでき

るし、利用する側からすれば、より身近な所にあるほうが、子どもの安全、不審者等々考えられると思います。これを具体的にどうやって供給、確保するかはこれからの課題だと思いますので、今のような点も踏まえて、事務局でご検討いただければと思います。何かございますか。

事務局 今、事務局のほうから、11事業を説明させていただきました。13事業の中で、今回お示ししていない2つが「実費徴収に係る補足給付を行う事業」と、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」という新規事業です。これについては、幼稚園・保育所等の運営状況を踏まえて詳細を検討するとして、具体的な内容が国から示されておられませんので、現時点では、11事業について確保策をお示しさせていただきました。

委員長 今学用品とかを、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯に支援していますが、新制度では、さらにいろいろなお金が掛かる場合に負担軽減をしようということ、国の対応が出次第、この会議でもご検討いただくことになろうかと思えます。

事務局 先ほど、資料2の3ページの「(3)学童クラブ」の量の確保策の説明の外に、「学童クラブの育成料は当分の間、現状維持」ということと「平成27年4月1日から小学6年生まで範囲を拡大する予定である」ということについて説明させていただきましたが、ご了承していただいたという解釈でよろしいですか。

委員長 よろしいですね。

事務局 先ほどご質問いただいた保育園の延長保育事業で、短時間保育の件ですけれども、この量の見込みは、短時間保育に分類される家庭も含めた数字を元に出しているということで、ご理解いただければと思います。

委員長 では、通常の保育時間11時間という表現だけを変えていただければ、問題なくなると思います。それでは、最後のスケジュールをお願いいたします。

(3) 今後のスケジュール等について

事務局より資料3について説明した。

委員 聞き逃したのですが、パブリックコメントが10月のところになっていますけれど、これがいつになるのですか。

事務局 いえ、条例のパブリックコメントは、その下の「条例準備」です。7月の頭から2週間、先般お示した条例の骨格についてのパブリックコメントを実施したいということです。

委員長 事業計画のパブリックコメントは、国全体が遅れているのもう少し遅れるかもしれないという話です。

1つだけ、私のほうから補足の補足をさせていただきます。私立幼稚園等に対する意向調査は、6月4日に自治体に対する説明会が行われて、国がひな型を示しています。私学助成は国も都道府県も出していますが、国の財政措置を内閣府

に動かさなくてはならないので、私立幼稚園および私立幼稚園を含む認定こども園に対して、新制度に移るのかどうかを、国としてどうしてもやってもらわなくてはならないという調査です。

もう1つは、都道府県が認定こども園を増やすためのバーチャルな数を設定しなければいけないので、地域の既存施設に認定こども園の移行希望を聞くという調査です。国の私学助成はこの締め切りですが、認定こども園の移行に関する調査は特段の締め切りを設けておらず、実際は都のほうで動くと思います。新幼保連携型の基準は、東京都も少しもめているので、もう少し整理されれば、こちらの意向調査は来ると思います。認定こども園の数だけは東京都が計画を出してきますので、そのための基礎データとして、幼保関係なく意向調査が行われることとなります。ただ、これも動きが遅れているので、次回会議のときには見えているでしょうということだと思います。

こういうスケジュールで動きますが、若干遅れると思います。各項目で、こんな流れで動いているということも頭に入れていただいて、次回会議はこういう大事なことをやらなくてはならないという見当をつけていただければと思います。

いろいろ活発なご意見を頂いて、大変よかったですと思います。今回の会議は、以上で終わりにしたいと思います。事務局から、最後に何かございますか。

事務局

7月31日に次の会議ということで予定を入れさせていただいているのですが、国のほうの状況を見ながら、委員長、副委員長と調整をして、なるべく早く次回の会議の日程をお知らせしたいと思います。今日のこの場では、次回の日程は控えさせていただくような形でお願いしたいと思います。

4. その他

特になし

5. 閉 会

委員長

では、今日の会議は以上でございます。お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

以 上